

## 新型コロナウイルス対策（サントメ・プリンシペ：制限措置の追加）

●サントメ・プリンシペでの新型コロナウイルス感染拡大に伴い、同国政府は追加の制限措置を発表しました。

2月26日、サントメ・プリンシペ政府は、現在有効な一般的衛生措置（<https://www.ga.emb-japan.go.jp/files/100127467.pdf>）に、以下の感染防止対策措置を追加すると発表しました。これらの措置は3月1日から15日間有効となります。

- 1 全ての公立・私立校において、昼夜の授業の即時停止
- 2 全ての教会・宗教施設における宗教儀式やミサの停止
- 3 商業施設、レストラン、バー、商店、パン屋の営業は17時までとする。それ以降は持ち帰りのみ営業可。薬局及びガソリンスタンドのみ通常の営業時間での営業を可能とする。
- 4 公務員の勤務時間を一律7時から13時とし、交代制勤務とする。ただし、必要不可欠なサービスについては通常の時間で業務を行う。10歳未満の子を持つ公務員は子の面倒をみるための特別休暇を認める。
- 5 市営市場は交代制での営業とし、マスクの着用及び一般的な衛生措置を遵守する。
- 6 ビーチへ行くことを禁止する。海水浴やダイビングも禁止する。
- 7 全ての婚姻・洗礼に関する世俗的及び宗教的儀式の停止
- 8 25人以上での講義や集会を禁止する。ただし、必要に応じて国会本会議は例外とする。
- 9 自家用車、タクシー、バイク、一般に出入りできる公共・民間の閉鎖空間でのマスク着用義務を継続する。
- 10 違反者に対する罰金の増額。重大な違反の場合は不服従と公衆衛生への攻撃の罪に問われ、刑法により罰せられる。

### 【参考リンク】

○サントメ・プリンシペ政府／保健省公式フェイスブック

<https://www.facebook.com/governostp/>

<https://www.facebook.com/MSaudeSTeP/>

○外務省海外安全ホームページ（国別感染者数、各国・地域における入国・行動制限措置等）

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

○厚生労働省ホームページ（新型コロナウイルス感染症について）

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html)

○在ガボン日本国大使館フェイスブック

<https://www.facebook.com/JapanEmbGabon/>

**【本件問い合わせ先】**

在ガボン日本国大使館 領事班（サントメ・プリンシペ兼轄）

所在地：Boulevard du Bord de Mer, B.P.2259, Libreville, Gabon

電話番号：(+241)011-73-22-97 / 011-73-02-35

閉館時緊急連絡先：(+241)077-38-73-38

Email：amb.japon@lv.mofa.go.jp